

国土交通省 河川砂防技術基準 維持管理編

（河 川 編）

環境に関する事項の抜粋

目 次

第1章 総説	1
第1節 目的	1
1. 1 本基準の目的	1
1. 2 河川維持管理の特徴	1
1. 3 本基準の位置付け	2
第2節 河川維持管理の基本方針	3
第3節 適用範囲	6
第2章 河川維持管理に関する計画	9
第1節 河川維持管理計画	9
1. 1 一般	9
1. 2 計画に定める事項	9
第2節 サイクル型維持管理	12
2. 1 サイクル型維持管理体系の構築	12
2. 2 河道計画等との関係	13
第3章 河川維持管理目標	15
第1節 一般	15
第2節 河道流下断面に係る目標設定	15
第3節 施設の機能維持に係る目標設定	17
3. 1 基本	17
3. 2 河道（河床低下・洗掘の対策）に係る目標	17
3. 3 堤防に係る目標	18
3. 4 護岸、根固工、水制工に係る目標	19
3. 5 床止め（落差工、帯工含む。）に係る目標	20
3. 6 堰、水門、樋門、排水機場等に係る目標	20
3. 7 水文・水理観測施設に係る目標	21
第4節 河川区域等の適正な利用に係る目標	22
第5節 河川環境の整備と保全に係る目標	22
第4章 河川の状態把握	24
第1節 一般	24
第2節 基本データの収集	26

2. 1	水文・水理等観測	26
2. 2	測量	27
2. 2. 1	縦横断測量	27
2. 2. 2	地形測量及び写真測量	28
2. 3	河道の基本データ	28
2. 4	河川環境の基本データ	30
2. 5	観測施設、機器の点検	31
第3節	堤防点検等のための環境整備	32
第4節	河川巡視	32
4. 1	一般	32
4. 2	平常時の河川巡視	33
4. 3	出水時の河川巡視	34
第5節	点検	35
5. 1	出水期前、台風期、出水後等の点検	35
5. 1. 1	出水期前、台風期の点検	35
5. 1. 2	出水後等の点検	38
5. 2	地震後の点検	40
5. 3	親水施設等の点検	41
5. 4	機械設備を伴う河川管理施設の点検	42
5. 5	許可工作物の点検	45
第6節	河川カルテ	46
第7節	河川の状態把握の分析、評価	47
第5章	河道流下断面の維持管理のための対策	48
第1節	河道流下断面の確保・河床低下対策	48
第2節	河岸の対策	50
第3節	樹木の対策	50
第4節	河口部の対策	52
第6章	施設の維持及び修繕・対策	53
第1節	河川管理施設一般	53
1. 1	土木施設	53
1. 2	機械設備・電気通信施設	53
第2節	堤防	55
2. 1	土堤	55
2. 1. 1	堤体	55

2. 1. 2	除草	58
2. 1. 3	天端	60
2. 1. 4	坂路・階段工	61
2. 1. 5	堤脚保護工	62
2. 1. 6	堤脚水路	62
2. 1. 7	側帯	62
2. 2	特殊堤	63
2. 2. 1	胸壁構造の特殊堤	64
2. 2. 2	コンクリート擁壁構造の特殊堤	64
2. 3	霞堤	64
2. 4	越流堤、導流堤、背割堤、二線堤	65
第3節	護岸	66
3. 1	護岸一般（コンクリート擁壁、矢板護岸以外）	66
3. 2	コンクリート擁壁	70
3. 3	矢板護岸	70
第4節	根固工	71
第5節	水制工	72
第6節	樋門・水門	73
6. 1	本体	73
6. 2	ゲート設備	76
6. 3	電気通信施設、付属施設	76
第7節	床止め・堰	77
7. 1	本体及び水叩き	77
7. 2	護床工	78
7. 3	護岸、取付擁壁及び高水敷保護工	78
7. 4	魚道	79
7. 5	ゲート設備	79
7. 6	電気通信施設	80
7. 7	付属施設	81
第8節	排水機場	82
8. 1	土木施設	82
8. 2	ポンプ設備	84
8. 3	電気通信施設	85
8. 4	機场上屋	85

第9節 陸閘	85
第10節 河川管理施設の操作	86
第11節 許可工作物	87
11. 1 基本	87
11. 2 伏せ越し	88
11. 3 取水施設	88
11. 4 橋梁	89
11. 4. 1 橋台	89
11. 4. 2 橋脚	90
11. 4. 3 取付道路	90
11. 5 堤外・堤内水路	90
第7章 河川区域等の維持管理対策	92
第1節 一般	92
第2節 不法行為への対策	95
2. 1 基本	95
2. 2 ゴミ、土砂、車両等の不法投棄	97
2. 3 不法占用（不法係留船を除く。）への対策	97
2. 4 不法係留船（放置艇）への対策	97
2. 5 不法な砂利採取等への対策	100
第3節 河川の適正な利用	102
3. 1 基本	102
3. 2 河川の安全な利用	102
3. 3 水面利用	103
第8章 河川環境の維持管理対策	104
第9章 水防等のための対策	108
第1節 水防のための対策	108
1. 1 水防活動等への対応	108
1. 2 水位情報等の提供	109
第2節 水質事故対策	111

適用上の位置付け

＜考え方＞

河川砂防技術基準維持管理編は、基準の適用上の位置付けを明確にするために、下表に示すように適用上の位置付けを＜考え方＞、＜必須＞、＜標準＞、＜推奨＞、＜例示＞に分類している。

表 基準内容の分類と適用上の位置付け

分類	適用上の位置付け	末尾の字句例
考え方	目的や概念、考え方を記述した事項。	…ある。 …いる。 …なる。 …れる。
必須	法令による規定や技術的観点から実施すべきであることが明確であり遵守すべき事項。	…なければならない。 …ものとする。
標準	状況や条件によって一律に規制することはできないが、特段の事情がない限り記述に従い実施すべき事項。	…を標準とする。 …を基本とする。 …による。
推奨	状況や条件によって実施することが良い事項。	…望ましい。 …推奨する。 …努める。 …必要に応じて…する。
例示	適用範囲や実施効果について確定している段階ではないが、状況や条件によっては導入することが可能な新技術等の例示。 状況や条件によって限定的に実施できる技術等の例示。 具体的に例示することにより、技術的な理解を助ける事項。	…などの手法（事例）がある。 …などの場合がある。 …などが考えられる。 …の場合には…ことができる。 …例示する。 例えば…。 …事例もある。 …もよい。

本基準に関連する細目、運用等に関する通知等を関連通知等として各節の末尾に示した。

第2章 河川維持管理に関する計画

第1節 河川維持管理計画

1. 1 一般

<考え方>

河川維持管理は、出水等の履歴や他河川での経験等を踏まえつつ、計画的に実施していくものである。河川維持管理に関する計画には河川整備計画及び河川維持管理計画があり、河川整備計画における河川維持管理の内容は、河川の維持を含めた河川整備の全体像が明らかとなるように定め、河川維持管理計画には、河川整備計画における河川維持管理の内容を具体化するものとして、本基準に基づいて、概ね5年間に実施する具体的な河川維持管理の内容について定めるものである。

<標準>

大河川においては、河川維持管理の具体的な内容を定める河川維持管理計画を作成することを基本とする。

大河川の河川維持管理計画には、維持管理の目標、河川の状態把握の頻度や時期等を具体的に定める。河川維持管理計画の対象期間は概ね5年間を基本とする。

河川維持管理計画を作成した場合には、河道及び河川管理施設等の状況の変化、河川維持管理の実績、社会経済情勢の変化等に応じて適宜見直しを行うことを基本とする。

<推奨>

河川維持管理は、河道及び河川管理施設等の状態把握を行いその結果に応じて対策を実施することが基本であるが、状態把握結果の分析や評価には確立された手法等がない場合が多く、河川維持管理計画の作成、あるいは見直しにあたっては、必要に応じて学識者等の助言を得られるように体制の整備等に努める。

中小河川においても、大河川に準じて河川維持管理計画を作成し、計画的に維持管理を実施していくことが望ましく、作成後必要に応じて適宜見直しを行っていく。

1. 2 計画に定める事項

<考え方>

河川維持管理計画には、河川の概要、河川維持管理上留意すべき事項、河川の区間区分、河川や地域の特性に応じた河川維持管理の目標、河川の状態把握の手法及び頻度、具体的な維持管理対策、地域連携等、効率化・改善に向けた取り組み等を定めるものである。

河川維持管理の目標や実施内容を定めるにあたって、その頻度や密度は河川の区間毎の特性に応じたものとする必要がある。

河川の状態把握は、設定された目標を達成するため、河川巡視、点検等により、治水・利水・環境の機能に支障を及ぼすおそれのある状態や、河川管理上の不法行為等の把握のために行われるものである。

河川をどのように状態把握するかは河川維持管理目標の達成そのものに影響し、河川巡視、点検等をどのような頻度や密度で行うかによって状態把握の水準が決まることから、河川の状態把握の手法及び頻度が重要である。

(1) 河川の概要

<標準>

河川の特性を踏まえ、河川の概要として、以下の事項について記述することを基本とする。

- ①河川の流域面積、幹川流路延長、管理延長、河床勾配等の諸元
- ②流域の自然的、社会的特性
- ③河道特性、被災履歴、地形、地質、樹木等の状況
- ④土砂の生産域から河口部までの土砂移動特性等の状況
- ⑤生物や水量・水質、景観、河川空間の利用等管理上留意すべき河川環境の状況
- ⑥その他必要な事項

(2) 河川維持管理上留意すべき事項

<標準>

当該河川の河道維持、施設管理等の河川維持管理上の観点から留意すべき河道特性、地域特性、河川管理施設等の老朽化の状況等について記述することを基本とする。

(3) 河川の区間区分

<標準>

河川の区間区分は、適切に維持管理を実施するために設定するものであり、はん濫形態、河川の背後地の人口、資産の状況や河道特性等に応じて適切に設定することを基本とする。

大河川では、「沖積河川であり、はん濫域に多くの人口、資産を有し、堤防によって背後地を守るべき区間」を重要区間とし、その他を通常区間とした2つに区分することを基本とする。

<推 奨>

必要に応じ、個々の河川の特性に応じ、更に細かく区分を設定する。

中小河川においては、基本的に河川単位で「維持管理上特に重要な区間（洪水予報河川、水位周知河川、水防警報河川等）：以下a区間という。」「維持管理上重要な区間（a区間以外で河川整備計画において改修の対象となっている河川等、はん濫による人家への影響が生じる河川の区間）：以下b区間という。」「a，b区間以外の区間（はん濫による人家への影響がほとんどない河川の区間）」の3つに分けることが望ましい。また、必要に応じて堤防や背後地の状況等の個々の河川特性により、区間内を区分する等さらに細かい区分を検討することが望ましい。

(4)河川維持管理目標

<標 準>

河川の区間区分に応じ、河川の現状や河川整備計画等の当面の目標等を踏まえて、河川維持管理の目標を設定することを基本とする。なお、目標は、可能な場合には定量的、それ以外の場合には定性的に記述することを基本とする。

(5)河川の状態把握

<標 準>

河川の状態把握の手法、頻度等は、区間区分、維持管理目標等に応じて具体的に設定することを基本とする。

なお、河川の状態把握の手法等については、第4章による。

<推 奨>

以下を参考にして、実施の基本的な考え方、実施の場所、頻度、時期、実施にあたっての留意点を記載することが望ましい。

①実施の基本的な考え方：区間区分の特性を踏まえて、河川巡視、点検等をどのような方針で実施するかを、実施する項目毎に記述。

②実施の場所、頻度、時期：実施の基本的な考え方を踏まえ、具体的な状態把握の実施方法を、実施する項目毎に記述。

③実施にあたっての留意点：実施の場所、頻度、時期の決定根拠となった事項や、例えば河川利用の状況や、重要な生物の存在等特に留意すべき事項がある場合に記述。

なお、実施内容が同一区分内で全て一致しなければならないということではなく、河川の特性に応じて判断することが望ましい。

(6) 具体的な維持管理対策

<標準>

河川巡視や点検等の結果により、河川管理に支障を及ぼすおそれのある状態に達したと判断されるときに実施する不法行為への対策、維持工事、施設の補修・更新等の具体的な維持管理対策の内容について記述することを基本とする。

なお、具体的な維持管理対策については、第5章、第6章による。

(7) 地域連携等

<標準>

河川管理者と市町村等が連携して行うべき事項（排水ポンプの運転調整、避難判断の参考となる情報提供等）、河川管理者及び市町村、河川協力団体、NPO、市民団体等が連携・協働して行っている、あるいは行う予定がある事項（河川清掃活動、河川環境のモニタリング等）のうち、あらかじめ定めておくべき事項について記述することを基本とする。

(8) 効率化・改善に向けた取り組み

<標準>

より良好な河川環境の整備・保全、より効率的な河川維持管理等に向けたさらなる地域協働の取り組み、施設の老朽化に備えた長寿命化対策等、河川維持管理の効率化あるいは改善を進める取り組みについて、必要な事項を記述することを基本とする。

第2節 サイクル型維持管理

2.1 サイクル型維持管理体系の構築

水文・水理観測施設の観測対象（降水量、水位、流量等）を適確に観測できることを目標として維持管理することを基本とする。

第4節 河川区域等の適正な利用に係る目標

＜考え方＞

治水、利水、環境の河川管理の目的を達成するためには、河川区域、河川保全区域及び河川予定地が適正に利用されることが前提である。河川区域における河川敷地の不法占用、工作物の不法な設置等は治水あるいは河川環境上の支障になり、河川保全区域における不法な掘削等は堤防の安全性に影響を及ぼす。また、河川は広く一般の利用に供されるべきものであることから、一部の利用者による危険な行為等が行われないようにする必要がある。

＜標準＞

河川区域等が、治水、利水、環境の目的と合致して適正に利用されるよう、河川敷地の不法占用や不法行為等への対応のほか、河川の利用に関する目標を設定することを基本とする。

河川維持管理の実施にあたっては、河川の自然的、社会的特性、河川利用の状況等を勘案しながら、河川の状態把握を行うとともに、河川敷地の不法占用や不法行為等への対応を行うことを基本とする。

第5節 河川環境の整備と保全に係る目標

＜考え方＞

河川整備計画の目標には河川環境の整備と保全に関する事項が定められている。また、河川環境管理基本計画が作成されている河川では、河川の水量及び水質、河川空間等に関してより具体的な管理に関する記載がなされている。河川維持管理にあたっては、現状の河川環境を保全するだけでなく、維持管理対策により河川整備計画等に定められた目標に向けた河川環境の整備がなされることが重要である。

そのため、河川維持管理目標は、河川整備計画あるいは河川環境管理基本計画に定められた内容を踏まえ、河川環境が適正に整備あるいは保全されるよう設定する必要がある。

河川整備計画や河川環境管理基本計画により河川環境や河川利用に係るゾーニング等の空間管理の具体的な目標が定められている場合には、それに合致するよう河川が適正に利用されることが河川維持管理の目標となる。対象別に見ると、希少性や典型性、象徴性、上位性等の観点から守るべき特定の生物種や群集及びその生息域の保全、あるいは景観法

（平成 16 年法律第 110 号）等で定められる特定の景観の保全等を河川維持管理の目標とすることができる。また、地域の歴史文化や伝統行事等に関わる特徴的な河川空間の状態の保全等も目標とすることができる。

河川環境の整備と保全においては、調査や河川巡視等により河川の状態把握に取り組みながら維持管理することが重要である。

近年では、外来植物等の外来生物の駆除も、河川環境の保全上重要な課題になってきており、これら課題への対応も重要である。

＜標準＞

河川整備計画を策定した河川においては、当該河川における、生物の生息・生育・繁殖環境、河川利用、河川景観の状況等を踏まえ、河川環境の整備と保全に関する目標を設定することを基本とする。

河川環境の整備と保全に関する目標は、生物の生息・生育・繁殖環境、河川景観、人と川とのふれあいの場、水質等について、当該河川の特性や社会的な要請等を考慮しながら検討することを基本とする。

＜推奨＞

河川整備計画を策定していない河川においては、速やかに策定するとともに、策定までの期間においても、当該河川における、生物の生息・生育・繁殖環境、河川利用、河川景観の状況等を踏まえ、河川環境の整備と保全に関する目標を設定することが望ましい。

中小河川においては、大河川に準じて、河道内樹木調査を実施することが望ましい。

＜関連通知等＞

- 1) 河川砂防技術基準調査編, 第4章：平成26年4月1日, 国水情報第52号, 水管理・国土保全局長
- 2) 河川区域内における樹木の伐採・植樹基準について：平成10年6月19日, 建河治発第44号, 治水課長

2. 4 河川環境の基本データ

＜考え方＞

河川環境の整備と保全を目的とした河川維持管理を行うにあたっては、河川における生物の生息状況等を把握することが必要である。

河川の利用実態や河川に係る歴史・文化の把握も重要である。

また、工事実施箇所においては、多自然川づくりの追跡調査として河川環境の変化を把握することも重要である。

＜標準＞

大河川においては、河川の自然環境や利用実態に関して、河川水辺の国勢調査¹⁾を中心として包括的、体系的、継続的に基本データを収集することを基本とする。

具体の調査方法は、河川砂防技術基準調査編²⁾による。

＜推奨＞

河川環境の状態把握のために必要とされる基本データとしては、河川水辺の国勢調査のように、河川全体、生物相全体について、包括的、体系的な調査成果を用いることが望ましい。

河川環境に関する情報は多岐にわたるため、河川維持管理に活用するためには総括的な地図情報にするとよく、状態把握の結果を河川環境情報図として整理することに努める。

なお、基本データの収集・整理にあたっては、学識経験者や地域で活動する河川協力団体、市民団体、NPO等との連携・協働にも努める。

中小河川においては、自然環境等の状況を踏まえ、必要に応じて河川の自然環境や利用実態に関する基本データを収集する。

＜関連通知等＞

- 1) 河川水辺の国勢調査実施要領の改定について：平成 19 年 3 月 7 日, 国河環第 68 号, 河川環境課長
- 2) 河川砂防技術基準調査編, 第 11 章：平成 26 年 4 月 1 日, 国水情報第 52 号, 水管理・国土保全局長

2. 5 観測施設、機器の点検

＜考え方＞

観測施設、機器については、適切に点検・整備を行い、必要とされる観測精度を確保できない変状を確認した場合には、対策を実施する必要がある。

＜標準＞

河川維持管理の基礎的資料である降水量、水位、流量等の水文・水理データや水質データを適正に観測するため、定期的に行う観測施設、機器の点検は、以下を基本とする。

- ①点検の内容等は、河川砂防技術基準調査編¹⁾による。
- ②観測施設に付属する電気通信施設については、年 1 回以上の総合的な点検を実施する²⁾他、必要に応じて落雷等による機器の異常の有無を確認する。
- ③必要とされる観測精度を確保できない観測施設、機器の変状を確認した場合の対策は、水文観測業務規程³⁾⁴⁾等⁵⁾に基づいて実施する。
- ④樹木の繁茂等により降水量、流量観測等に支障が出る場合には、伐開等を実施する。

＜関連通知等＞

- 1) 河川砂防技術基準調査編, 第 2 章：平成 26 年 4 月 1 日, 国水情報第 52 号, 水管理・国土保全局長
- 2) 電気通信施設点検基準（案）：平成 26 年 12 月 22 日, 国技電第 39 号
- 3) 水文観測業務規程：平成 14 年 4 月 22 日, 国河環第 6 号, 国土交通事務次官
- 4) 水文観測業務規程細則：平成 26 年 3 月 20 日, 国水情第 45 号, 水管理国土保全局長
- 5) 水文観測業務の適切な実施等について：平成 14 年 4 月 22 日, 国河環第 9 号, 河川環境課長

第 3 節 堤防点検等のための環境整備

＜考え方＞

第3節 河川の適正な利用

3. 1 基本

<考え方>

河川の適正な利用が為されるよう、河川巡視では、以下のような状況を把握する必要がある。

- ①危険行為等：危険な利用形態、不審物・不審者の有無、他の河川利用等へ悪影響を及ぼす迷惑行為
- ②河川区域内における駐車や係留等：河川区域内の駐車、係留・水面利用等の状況
- ③河川区域内の利用：イベント等の開催状況、施設の利用状況、河川環境に悪影響を及ぼす利用形態

<標準>

河川利用は常時行われるものであり、日常の河川の利用状況の把握は河川巡視により行うことを基本とする。

<推奨>

河川空間の利用に関する情報収集として、河川利用者数、利用形態等に関して特に把握が必要な場合には、重点的な目的別巡視や別途調査を実施することが望ましい。

3. 2 河川の安全な利用

<考え方>

河川管理者は、関係行政機関や河川利用者等とともに、河川に内在する様々な危険や急な増水等による水難事故の可能性を認識した上で、必要な対応に努めることが必要である。

また、利用者の自己責任による安全確保とあわせて、河川利用の安全に資するため、安全利用点検に関する実施要領¹⁾に基づいて関係施設の点検を行うものである。

<標準>

占用地以外の河川利用に対する危険又は支障を認めた場合には、河川や地域の特性等も考慮して陥没等の修復、安全柵の設置、危険性の表示、情報提供、河川利用に伴う危険行為禁止等の教育・啓発の充実等の必要な対応を検討することを基本とする。

占用地については、利用者等に対する重大な危険又は支障があると認める場合において許可受者が詳細点検、対策検討、措置等を行うものであるが、許可受者から河川管理者に対し、詳細点検や対策検討及び措置を共同で行うよう協議があった場合には、状況に応じて共同して必要な対応を検討することを基本とする²⁾。

<関連通知等>

- 1) 河川(水面を含む)における安全利用点検の実施について(改訂)：平成 21 年 3 月 13 日, 国河環第 106 号, 国河治第 146 号, 河川環境課長, 治水課長
- 2) 河川の利用者等の安全確保の一層の推進について:平成 26 年 9 月 25 日, 国水政第 47 号, 国水環第 62 号, 水政課長, 河川環境課長

3. 3 水面利用

<考え方>

船舶等の通航方法等の指定にあたっては、通航方法の指定に関する準則¹⁾に則り関係者の意見を聴くとともに、他の関係機関とも協議を行うものである。また、海上交通法規及びいわゆる水上安全条例が施行されている場合、それらとの整合性を図るものである。

<標準>

河川管理を適正に行いつつ河川における舟運の促進を図る必要がある河川区域については、状況に応じて、船舶等が円滑に通航できるようにするための船舶等の通航方法等を指定することを基本とする。

通航方法を指定した場合には、通航標識に関する準則²⁾に則り通航の制限についての通航標識等を設置することを基本とする。

<関連通知等>

- 1) 河川における船舶の通航方法の指定等についての準則：平成 10 年 6 月 10 日, 建河政発第 56 号, 建設事務次官, 河川六法, 河川法研究会編集, 平成 22 年度版, 大成出版社
- 2) 河川通航標識等設置準則：平成 10 年 6 月 10 日, 建河政発第 57 号, 河川局長, 河川六法, 河川法研究会編集, 平成 22 年度版, 大成出版社

第8章 河川環境の維持管理対策

＜考え方＞

河川環境の維持管理においては、河川における生息・生育・繁殖環境として特に重要となる箇所を把握しその環境を保全する等、河川整備計画等に基づく河川環境の保全あるいは整備がなされるよう維持管理を行う必要がある。

具体的な対策としては、河川の状態把握を踏まえ、例えば、河床掘削や樹木の伐開等に伴う生物の生息・生育・繁殖環境の保全、魚道の機能を確保するための補修、除草等の維持作業に伴う堤防植生の保全、地域と協働した樹木伐開、外来生物の防除等がなされている。河川環境の維持管理目標として河川環境や河川利用に係るゾーニングが設定されている場合等には、具体的な対策として、法制度や協議会による協定等に基づいて河川利用等に制約を設けることも検討の上実施するよう努めることが必要である。また、維持管理対策の検討実施にあたっては、状態把握の結果を総括した河川環境情報図を活用するとよい。

＜標準＞

河川整備計画に基づいて良好な河川環境が保全されるよう、自然環境や河川利用に係る河川の状態把握を行いながら、適切に河川環境の維持管理を行うことを基本とする。

(1) 河川の自然環境に関する状態把握について

＜考え方＞

河川の自然環境に関する情報を包括的、体系的に把握するとともに、個別の維持管理目標に対応した状態把握を行うことが重要である。

＜標準＞

大河川においては、以下のように状態把握を行うことを基本とする。

① 自然環境の状態把握

河川の自然環境としては、河川の水質に関する状況、河川の水位に関する状況、季節的な自然環境の変化、河川環境上重要な生物の生息状況等について把握することを基本とする。包括的、体系的な状態把握は、河川水辺の国勢調査等¹⁾を中心として実施することを基本とする（第4章第2節2.4）。また、日常の状態把握は平常時の河川巡視にあわせて行うことを基本とする。

② 河川利用による自然環境への影響

河川環境上重要な生物の生息域における河川利用による生息環境の改変等、河川利用により自然環境に影響を及ぼすことがあるため、また自然環境に影響を及ぼすような河川利用はいつ行われるかわからないため、河川巡視により状態把握を行うことを基本とする。重点的な監視が必要となる場合には、別途目的別巡視等を検討の上実施

することを基本とする。

＜推 奨＞

目視により所要の状態把握ができない場合には、河川維持管理目標として設定した個別の課題等に関する調査を必要に応じて実施する。その際、学識経験者等からの助言も踏まえて状態把握の内容、箇所、時期等を検討することが望ましい。また、状態把握にあたっては、河川協力団体、地域の NPO、市民団体等とも連携した取り組みにも努める。

中小河川においては、河川の規模や自然環境の状況等に応じて必要とされる自然環境に関する情報収集を行うよう努める。

＜例 示＞

河川環境に関して設定した個別の河川維持管理目標に関しては、河川巡視にあわせて目視により確認可能な経時的な変状を把握することができる。例えば、渇水時の瀬切れの状況、鮎等の産卵場の状況、植生、外来生物の状況等について可能な範囲で把握することになる。

(2) 生物の良好な生息・生育・繁殖環境の保全について

＜考え方＞

河川には、源流部から河口まで、水中、水際、河原等の場所に応じて、土壌、水分、日照等の条件が異なる様々な環境が存在し、その環境に応じて、多様な生物群集が生息・生育・繁殖している。そのため、河川が生物群集の多様性を保つ上で重要な役割を果たすことを十分認識した上で、学術上又は希少性の観点から重要なもの、その川に典型的に見られるもの、川への依存性が高いもの、川のダイナミズムにより維持されているもの、川の上下流等の連続性の指標となるもの、その川の特殊な環境に依存しているもの等に着目し、現状及び歴史的な経緯並びにその背景等を踏まえ、その川にふさわしい生物群集と生息・生育・繁殖環境が将来にわたって維持されるよう努めることが重要である。

近年、河川域においては多くの外来生物が確認されており、河川における生物多様性の低下、さらには一部で治水上の悪影響も生じている。そのため外来生物の侵入防止や駆除等の対策が必要とされている。平成 18 年には、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法に基づき、特定外来生物のうち 5 種の陸生植物（オオキンケイギク、オオハングソンソウ、ナルトサワギク、アレチウリ、オオカワヂシャ）について国土交通大臣が防除の主務大臣等となり、環境大臣とともに防除を公示し、これらの種に係る河川管理行為（除草、土砂の運搬等）の適切な実施を目指す等の対策も行われているところである。

＜推 奨＞

河川維持管理にあたっては多自然川づくり²⁾を基本として、河川の生物及びそれらの生

息・生育・繁殖環境の現状と過去からの変遷及びその背景を踏まえて、その川にふさわしい生物の生息・生育・繁殖環境が保全・整備されるように努める。許可工作物の補修等の対策にあたっても設置者により多自然川づくりが進められるよう努める。

また、河川維持管理にあたって、外来魚、外来植物等の外来生物の駆除等を必要に応じて考慮するとともに、関係機関や地域の河川協力団体、NPO、市民団体等と連携・協働した取り組みにも努める。

(3) 良好な河川景観の維持・形成について

<考え方>

河川維持管理が、良好な河川景観の維持・形成に果たす役割は大きく、以下のような点に留意して、維持管理を通じた河川景観の保全に努めることが重要である。

- ・治水・利水の機能の維持や自然環境の保全を通じたその川らしい景観の保全
- ・不法投棄への適正な対処や施設破損の補修等による直接的な景観の保全
- ・河川空間の美化や適正な利用を通じた人々の意識向上に伴う景観の保全

また、周辺景観との調和が重要であり、地域によっては周辺景観の誘導・規制等について関係機関と調整していくことも重要である。なお、景観法（平成16年法律第110号）に基づく景観行政団体が景観計画に法第24条の占用許可の基準を定めている場合には、当該基準に沿うものである。

河川協力団体、地域住民等の活動の果たす役割は大きく、草刈り、ゴミ拾い等の河川愛護活動や河川美化活動等の地域活動による河川景観の保全も重要である。

<推奨>

河川維持管理にあたっては、その川の自然景観や地域の歴史的・文化的な背景を踏まえ、河川が本来有する良好な河川景観が維持・形成されるよう努める。

河川敷地の占用や工作物の設置等の許可に際しては、河川整備計画や河川環境管理基本計画等で定められている河川景観の目標像等を踏まえ、良好な景観の維持・形成に努める。

(4) 人と河川とのふれあいの場の維持について

<考え方>

人と河川との豊かなふれあいの場の維持にあたっては、施設及び場の維持管理とともに、活動の背景となっている自然環境や景観等の河川環境自体の保全が重要である。また、教育的な観点、福祉的な観点等を融合することも重要である。

また、川とのふれあい活動そのものが河川環境に悪影響を及ぼさないよう留意する必要がある。

＜推 奨＞

河川利用は自己責任が原則であるが、安全で楽しく水辺で遊べるために、安全に関する情報提供の充実、河川利用者等への啓発、流域における関係機関の連携、緊急時への備えに努める。

(5) 良好な水質の保全について

＜考え方＞

河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の保全のため良好な水質の保全が必要である。

＜標 準＞

大河川においては、河川における適正な水質が維持されるよう河川の状態把握に努めるとともに、水質事故（第 9 章第 2 節）や異常水質が発生した場合に備えて、河川行政機関と連携し、実施体制を整備することを基本とする。水質調査の手法等は河川砂防技術基準調査編による。

＜推 奨＞

中小河川においては、河川における適正な水質が維持されるよう河川の状態把握に努める。

＜関連通知等＞

- 1) 河川砂防技術基準調査編, 第 11 章：平成 26 年 4 月 1 日, 国水情報第 52 号, 水管理・国土保全局長
- 2) 「多自然川づくり」の推進について：平成 18 年 10 月 13 日, 国河環第 38 号, 国河治第 86 号, 国河防第 370 号, 河川局長